

型丸工法協会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、型丸工法協会と称する。

（目的）

第2条 本会は、健全な市場形成を促し、循環社会の構築に寄与すべく、リユースボード『型丸』の製品および工法の更なる普及と、製品および工法をより良いものへと改善・改良・発展させるために必要な活動を行い、所属会員のそれぞれの経営の安定および合理化を図ることを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）製品とその工法的设计・施工に関する標準化の推進
- （2）製品とその工法に関わる技術の調査
- （3）製品とその工法の品質及び安全性の検証
- （4）製品とその工法の市場認知の推進
- （5）製品とその工法の適用拡大と普及の推進
- （6）現行工法技術の検証・分析およびそれに伴う改善・改良・新提案
- （7）全各号に掲げるもののほか、本会目的達成に必要な活動

（事務所）

第4条 本会は、事務所を静岡県富士宮市、静岡県新技術新工法研究会内「型丸工法協会」に置く。

第2章 会員

（種別）

第5条 本会の会員は、正会員と特別会員とする。

2. 正会員は、当面、現在の静岡県新技術新工法研究会に所属する数社とする。
3. 状況に応じて、上記以外の正会員と特別会員を募る。
4. 正会員は、本会の目的に賛同して入会する法人及び団体とする。
5. 特別会員は、本会の目的に賛同する学識経験者または実務経験者であって、本会の活動に協力する個人、法人及び団体とする。

（入会）

第6条 本会の正会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得て入会する。

2. 法人または団体の会員は、法人または団体の代表者として権利を行使する者1名（以下「会員代表者」という。）を届ける。

3. 会員代表者を変更する場合は、別に定める代表者変更届を提出する。

(会費)

第7条 会費は原則無料とする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号に該当する場合は、会員資格を失う。

- (1) 脱会したとき
- (2) 法人または団体が解散し、または破産したとき
- (3) 除名されたとき

(脱会)

第9条 会員が本会を脱会しようとするときは、別に定める脱会届を提出する。

(除名)

第10条 会員が次の各号に該当したときは、報告会において出席会員の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) 本会の所則または規則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を毀損または本会の目的に反する行為をしたとき
2. 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知すると共に、除名の議決を行う報告会において、当該会員に弁明の機会を与える。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条、第9条及び第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知すると共に、除名の議決を行う報告会において、当該会員に弁明の機会を与える。

第3章 組織

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 理事 2名
- (3) 事務局長 1名

(役員を選出)

第13条 役員は会員の中から選任し、報告会の承認を得る。

2. 補欠または増員のため役員を選任する必要があるときは、報告会の議決を得て、これを行うことができる。この場合は、次の開催する報告会において承認を受ける。
3. 代表理事は、報告会において会員の互選により選任する。

(役員職務)

第14条 代表理事は、本会を代表し、会務を統括する。

(役員の任期)

第 15 条 代表理事、理事の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その業務を行う。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号に該当するときは、報告会において、出席会員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
2. 前項第 2 号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う報告会において当該役員に弁明の機会を与える。

(役員の報酬)

第 17 条 役員は、無報酬とする。

第 4 章 会 議
第 1 節 報告会

(種別および構成)

第 18 条 報告会は、通常報告会及び臨時報告会とする。

2. 報告会は、会員をもって構成する。
3. 特別会員は、報告会に出席して意見を述べるることができる。ただし、議決権は有しない。

(開催)

第 19 条 通常報告会は、毎年 1 回以上開催する。

2. 臨時報告会は次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 会員の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示した書面をもって請求があったとき

(召集)

第 20 条 報告会は代表理事が召集する。

2. 代表理事は、前条の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時報告会を召集する。
3. 報告会を召集する場合は、日時及び場所ならび会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催日の 7 日前までに通知する。

(議長)

第 21 条 報告会の議長は、代表理事がこれにあたる。

2. 第 20 条第 2 項の規定により臨時報告会を開催したときは、出席した会員から議長を選出することができる。

(定足数及び議決数)

第22条 報告会は、会員の2分の1以上の出席（委任状含む）をもって成立とする。

2. 報告会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって議決権を行使することができる。

（議決事項）

第23条 報告会においては、次の事項を審議決定する。

- （1）活動計画及び収支予算
- （2）活動報告及び収支決算
- （3）会則の変更
- （4）役員を選任及び解任
- （5）解散及び残余財産の処分
- （6）その他本会則に定めている事項
- （7）前各号のほか必要と認めた事項

（議事録）

第24条 報告会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- （1）日時及び場所
- （2）会員の現在数
- （3）出席した会員の数（委任状を含む）
- （4）審議事項及び議決事項
- （5）議事の経過の概要
- （6）議事録署名人の選出に関する事項

第2節 部会

（部会）

第25条 本会は、本会の活動を円滑に行うために、部会を置くことができる。

（部会の組織及び運営）

第26条 部会の組織及び運営に関して必要な事項は、報告会の議決による。

2. 部会には、その活動内容に応じて、分科会を設置することができる。

第5章 会則の変更及び解散

（会則の変更）

第27条 会則の変更は、報告会において出席会員の3分の2以上議決を得てこれを行う。

（解散）

第28条 本会の解散は、報告会において出席会員の4分の3以上議決を得てこれを行う。

（残余財産の処分）

第29条 本会の解散時に有する残余財産処分は、報告会において出席会員の4分の3以上の議決を得て

これを行う。

第6章 事務局

(事務局)

第30条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局は、代表理事がこれを統括する。

第7章 補足

(細則等)

第31条 本会則の実施に関して必要な事項は、別に定める。

2. 事務局は、代表理事がこれを統括する。

(付則)

この会則は、平成26年10月1日より施行する。

制定：平成26年8月1日

